

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部改正について

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成20年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。